

【フランス】2019年予算法

海外立法情報課 安藤 英梨香

* 2018年12月28日、2019年予算法が成立した。2019年予算法には、法人税の引下げ等による企業の成長を促進する方針を継続しつつ、家計の購買力向上のため、住居税の引下げ、エネルギー効率改善のための住居改修費用の一部税額控除などが盛り込まれた。

1 概要

2018年9月24日、政府は、2019年予算法案（会計年度開始は1月1日から）を提出した。2017年5月14日に就任したマクロン（Emmanuel Macron）大統領にとって、これが2度目の予算編成となる。予算法案においては、前年からの、経済活性化のための投資・イノベーション及び企業の成長を促進する方針を継続し、同時に、国民負担の軽減、雇用の促進、社会的弱者のより良い保護並びに未来志向の公共サービスの提供及び投資といった目標に沿った措置が盛り込まれた。

フランス経済は2015年以降緩やかな回復に転じ、IMF（国際通貨基金）によると、2017年のGDP成長率は2.3%、2018年は1.6%となり¹、マクロン政権になってからも、成長率は鈍化しているものの回復傾向が続いている。2019年予算法案においては、GDP成長率を1.7%と見込めることを前提とし、財政赤字は987億ユーロ²（2018年予算法案においては829億ユーロ）、対GDP比2.8%（同2.6%）となると予測した。

予算法案は、「2018年12月28日の2019年予算法律第2018-1317号」³（以下「2019年予算法」）として成立し、12月30日に公布された。最終的な2019年当初予算額は、一般会計の歳入が2860億ユーロ、歳出が3947億ユーロである。日本の特別会計に相当する付属予算（budgets annexes）及び特別勘定（comptes spéciaux）の10億ユーロの黒字を合わせると、予算全体の収支は1077億ユーロの赤字となり、赤字額は2018年予算法の857億ユーロから220億ユーロ増加している。また、法案に盛り込まれていた燃油税の引上げに端を発したデモを受け、政府は燃油税の引上げの見送り及び家計の購買力向上のための措置を講じることとしたため、財政赤字が対GDP比3.2%となり、「政府財政赤字を対GDP比3.0%以内とする」EUの財政規律（マーストリヒト基準）を達成するのが困難な見通しとなった。

2 2019年予算法による主な施策

(1) 環境政策

住居のエネルギー効率を改善するための改修に対する税額控除制度「エネルギー転換のための税額控除（crédit d'impôt transition énergétique: CITE）」は、2018年で終了する予定であった

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月10日である。

¹ World Economic Outlook Database October 2018 <<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/02/weodata/index.aspx>>

² 1ユーロは約129円（平成31年1月分報告省令レート）。

³ Loi n° 2018-1317 du 28 décembre 2018 de finances pour 2019. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037882341&fastPos=1&fastReqId=1112352319&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>>

が、2019年予算法はこれを延長し、2019年12月31日まで制度を継続する。CITEは所得に関係なく受けることができ、改修を行う対象が主たる住居で、かつ、その住居が建築されてから2年以上経過していることを条件に、改修にかかった費用の一部が所得税から控除される。例えば、窓をよりエネルギー効率の高いガラス壁に取り換える場合、1枚当たり100ユーロを上限として費用の15%が税額控除される。ただし2020年以降は制度を終了し、CITE分の予算は、低所得者層を対象とした別の制度に用いる予定である。

また、CITEと同様に2018年で終了する予定であった「ゼロ金利エコローン（*éco-prêt à taux zéro*: PTZ）」制度を一部変更し、2019年12月31日まで延長する。2019年予算法が定めるPTZは、融資期間を一律15年とし、完成から2年以上経過した住居について、その居住者、所有者及び貸主を対象とし、屋根、外壁若しくは外に通じるドアの断熱、暖房・給湯設備の設置・交換又は再生可能エネルギーを利用した暖房・給湯設備の導入のいずれかを行う場合に申し込むことができる金利なしの特別な融資制度となる。なお、PTZは、CITEと併用できる。

(2) 家計の購買力向上

2018年予算法は、全世帯から高所得者層20%を除いた80%の世帯について、2020年までに、所有者であるか賃借人であるかを問わず住居の占有者に課される住居税を廃止する方針を定め、2018年においては住居税を30%減額していた。2019年予算法においては、この80%の世帯について、住居税を65%減額することが定められた。

また、給与の手取額増額のため、民間部門、公共部門ともに超過勤務手当にかかる社会保険料の労働者負担分を免除することが盛り込まれた。この措置は2019年9月以降、議会における採決後に発効する。

環境政策のための税額控除の措置と合わせたこれらの政策による家計における減税効果は、60億ユーロにのぼると見込まれている。

(3) 事業活動及び事業創設の促進

フランスでは、2017年まで33.3%の法人税が適用されていた。2018年予算法は、法人税を段階的に引き下げ、2022年までにEU平均の25%にする目標を定め、2018年においては、利益のうち50万ユーロまでには28%、それ以上には33.3%の法人税を適用していた。2019年予算法においては、利益のうち50万ユーロまでには28%、それ以上には31%の法人税を適用することが定められた。

また、事業の創設又は買収を促すため、「失業中の事業の創設者及び買収者のための支援（*Aide aux Chômeurs Créateurs ou Repreneurs d'Entreprises*: ACCRE）」制度を、「事業の創設者及び買収者のための支援（*Aide aux Créateurs et Repreneurs d'Entreprise*: ACRE）」制度と名称を変え、失業中の者に加え独立自営業者等に対しても社会保険料の免除を行う。

参考文献

- ・ Dossier de presse PLF 2019, 2018.9.24. <https://www.economie.gouv.fr/files/files/Actus2018/dp_plf2019.pdf>